

三次市会計年度任用職員受験案内

職 種 ・ 職 の 概 要	<p>家庭児童相談員</p> <p>三次市で家庭児童相談員として活躍する人材を確保する目的で設置する職です。三次市家庭児童相談室設置要綱に基づき、家庭児童福祉に関する相談指導業務を充実強化し、家庭における適正な児童養育その他家庭児童福祉の向上を図るため相談業務を担います。また三次市子ども家庭総合支援拠点設置要綱に基づく子ども家庭支援員を兼務します。</p>
募 集 人 数	パートタイム：2人程度
申 込 受 付 期 間	令和5年1月20日（金）午前8時30分から 令和5年2月 6日（月）午後5時15分まで
業 務 内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1 相談業務（家庭における児童養育の技術に関すること、児童に係る家庭の人間関係に関すること、その他家庭児童の福祉に関すること） 2 児童等支援事業の進行管理 3 ネウボラみよし事業における関連業務 4 三次市子ども家庭総合支援拠点事業における業務 ほか
受 験 資 格	<p>次の受験資格のすべてを満たす人が受験できます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和5年4月1日に採用可能である人 2 パートタイム（週29時間）の勤務が可能である人 3 次のいずれかに該当する人 <ul style="list-style-type: none"> ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学において児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した人 イ 医師 ウ 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した人 エ ア～ウに準ずる人で、家庭児童相談員として必要な学識経験を有する人 <p style="text-align: center;">※地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人は受験できません。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 (2) 三次市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人 (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
受 験 手 続	<ol style="list-style-type: none"> 1 提出書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 履歴書（申込書）【指定様式】 必要事項を自書又は入力してください。申込前6か月以内に撮影した写真（上半身・脱帽・正面向き・縦4cm横3cm）を所定の位置に貼ってください。 (2) 自己アピールシート 黒のボールペンを使用し、楷書で丁寧に全て自書してください。 (3) 資格を証する書類の写し（受験資格3のうち、資格証等がある場合のみ） 受験資格3のうち、資格を証明する書類がある場合は、書類の写しを提出してください。

	<p>(4) 返信用封筒 後日受験票を送付しますので、申込者自身の宛て先（郵便番号、住所及び氏名）を明記し、84円分の切手を貼った長形3号封筒（12.0cm×23.5cm）を同封してください。</p> <p>2 提出方法・期限</p> <p>(1) 直接持込み 申込受付期間内に申込先に持参してください。ただし、土・日曜日、祝日は受付しておりませんので注意してください。</p> <p>(2) 郵送 提出書類を角形2号封筒（24.0cm×33.2cm）に入れ、封筒の表左下に赤字で「採用試験申込（家庭児童相談員）」と書き、裏に差出人の住所・氏名を明記し、郵送してください（申込受付期間内必着）。 ※提出された書類等はお返ししません。</p>	
受験票の交付	<p>受験票は、申込時に提出された返信用封筒により、令和5年2月8日（水）までに発送する予定です。令和5年2月10日（金）までに届かない場合は、問合せ先へご連絡ください。</p>	
試 験	日 時	令和5年2月14日（火）
	場 所	三次市役所6階会議室（三次市十日市中二丁目8番1号）
	方 法	面接試験（個人ごとの面接による口述試験、約10分）
	携 行 品	受験票
審 査 ・ 合 格 ～ 採 用	審 査	<p>合否については、面接試験、書類選考等による総合的な審査により決定します。</p>
	合 格 発 表	<p>合格発表の時期は、試験当日にお知らせします。受験者全員に合否の結果を文書で通知します。なお、電話での合否の問い合わせにはお答えできません。</p>
	名 簿 登 載 (職 種 別)	<p>試験合格者は採用候補者名簿に成績順に登録されます。採用候補者の名簿登録期間は、令和6年3月31日までです。 ※受験資格を満たさない場合は採用される資格を失います。</p>
	採 用 決 定	<p>採用候補者名簿登載者を令和5年4月1日に採用します。 ※予算の都合等により採用されない場合があります。</p>
個 人 情 報 の 取 扱 い	<p>履歴書（申込書）等に記載された個人情報については、この試験の実施及び採用後の人事管理上の目的に限って使用します。</p>	
主 な 勤 務 条 件	任 用 期 間	<p>令和5年4月1日から令和6年3月31日まで ※条件付採用期間有</p>
	勤 務 場 所	三次市役所
	勤 務 時 間	<p>1週間あたり29時間勤務 ※勤務時間は、週勤務時間の割振りにより別途定める ※休憩時間60分有 ※公務のための臨時又は勤務の必要による時間外勤務有</p>
	休 日	<p>土・日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3） ※振替有 ※週勤務時間の割振りによっては指定休有</p>
	休 暇 制 度	年次有給休暇、特別休暇（有給・無給）ほか
	給 料 ・ 報 酬	<p>（行政職給料表1-28号給）月額175,500円～ ※経歴年数加算規定有（経歴1年未満は加算対象外）</p>

手当制度	時間外勤務報酬，休日勤務報酬，通勤手当相当費用弁償， 期末手当ほか
福利厚生	健康保険（市町村職員共済組合短期組合員），厚生年金保険， 雇用保険，災害補償等
服 務	地方公務員法第 30 条から第 37 条の規定が適用されます。
分限・懲戒	地方公務員法第 28 条（分限）及び第 29 条（懲戒）の規定 が適用されます。
申 込 ・ 問 合 せ 先	〒728-8501 三次市十日市中二丁目 8 番 1 号 三次市子育て支援課育児支援係（市役所東館 2 階） TEL 0824-62-6148 FAX 0824-62-6300 受付時間：月～金曜日の 8：30～17：15（祝日を除く）

※採用されるまでに給与関係の条例・規則等が改正された場合は，その規定に従います。